

## 規制シート(様式)

190200000570001

平成28年12月27日

規制の名称	土砂災害特別警戒区域における土砂災害防止対策	所管府省	国土交通省
根拠法令等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課長 栗原淳一
規制目的	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めることにより、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害特別警戒区域内において一定の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>・ 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力は、急傾斜地の崩壊等により想定される衝撃に対して安全なものとなるよう一定の基準を満たすものでなければならない。</li> </ul>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を指定するものである。</p> <p>このため、土地の開発段階の制限により土砂災害の抑制を図り、建築段階の構造規制により建築物の構造耐力を安全なものとすることによって、土砂災害から国民の生命・身体を保護するものであり、引き続き土砂災害の防止のための対策を推進していく必要がある。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		